

マネージメント・レター No.279

復興特別所得税

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興財源確保法、平成 23 年 12 月 2 日）」が公布・施行され、**復興特別所得税**が平成 25 年 1 月 1 日から実施されます。

復興特別法人税については、No271・号外にて記載しておりますのでご参照してください。

※概要※ [指定期間（平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度を課税事業年度として、復興特別法人税（課税標準法人税額×10%）が課されます。法人税については、平成 24 年 4 月 1 日開始事業年度以降は法人税率が引き下げられ、復興特別法人税が上乘せされても実質の税負担は減少となります。]

復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）は、平成 25 年から平成 49 年までの 25 年間に渡る長期増税です。所得税の納税義務者・源泉徴収義務者は、基準所得金額を課税標準として復興特別所得税を納める義務がありますので、所得税と復興特別所得税を併せて徴収・納付する事となります。源泉徴収義務者は、支払金額等に合計税率（所得税率（%）×102.1%）を乗じて計算し、これを一枚の所得税徴収高計算書（納付書）に記入して納付をします。法定納期限は、原則所得税と同様の納付期限となり、納期の特例の適用対象者は復興特別所得税を所得税と併せての納付により、特に手続きを要せずに適用を受ける事となります。

支払金額等×合計税率（%）※＝源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

（算出した税額に 1 円未満の端数がある場合には端数は切り捨てます）

所得税率に応じた合計税率の例

所得税率（%）	5	7	10	15	16	18	20
合計税率（%）	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

給与等からの源泉徴収は、平成 25 年分以後の源泉徴収税額表に基づき所得税及び復興特別所得税の額を徴収します。新しい税額表は年末調整の時期に税務署から配布される予定です。

地方税についても復興財源確保のための税制措置が講じられ、平成 26 年度分から平成 35 年度分の 10 年間は個人住民税均等割が年間 1,000 円引き上げられます。

また、23 年度税制改正（平成 23 年 12 月 2 日公布・施行）において、退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除が平成 25 年 1 月 1 日以後支払分から廃止されます。